

長野県災害時愛護動物救護活動ボランティア登録要領

(目的)

第1条 この要領は、長野県内で大規模災害が発生し、被災地等で被災した犬・猫及び小動物（以下「犬猫等」という。）の救護活動にボランティアとして協力を行おうとする個人・団体等を災害時動物救護ボランティア（以下「ボランティア」という。）として登録することについて定め、災害発生時における救護活動を円滑にすることを目的とする。

(登録機関)

第2条 ボランティアの登録機関は、長野県動物愛護センターとする。

(登録資格要件)

第3条 ボランティアに登録しようとする者は、以下の要件を全て満たすものとする。

- (1) 長野県内に住む18歳以上の個人又は長野県内に拠点を置く動物愛護団体（以下「団体」という。）
- (2) ボランティアとして活動する意欲のあること。
- (3) 本要領を遵守する意思を有すること。

(登録期間)

第4条 登録期間は2年間で、登録日から当該次年度の末日までとする。ただし、再登録を妨げない。

(活動内容)

第5条 ボランティアの主な活動内容は、次のとおりとする。

1 平常時の活動

- (1) 動物愛護に関する普及啓発
- (2) 長野県が行う動物愛護管理事業への協力
- (3) 長野県動物愛護センターが行う研修会への参加

2 災害時の活動

活動内容によってボランティアをそれぞれ一般ボランティアと一時預かりボランティアとする。

(1) 一般ボランティア

動物救護本部、動物愛護センター、避難所等に設置された飼育施設等において、事務管理、施設の運営維持、被災動物の世話及び飼育施設の清掃等を

行う。

- (2) 一時預かりボランティア
犬猫等の被災動物の一時的な保護、管理を行う。

(ボランティアの責務)

第6条 ボランティアの責務については、次のとおりとする。

- (1) 県の登録を受けたボランティアであることを自覚し、県民から信頼を得られる活動を行うこと。
- (2) 避難所等においては、避難生活を送る周囲の方々に配慮した活動を行うこと。
- (3) 県の指示に従い、円滑な活動の実施に努めること。
- (4) ボランティア活動を遂行する上で知り得た個人情報は、他に漏らさないこと。

(登録事項)

第7条 ボランティアとして登録する事項は、次のとおりとする。

- (1) 氏名（生年月日・性別）、所属する団体がある場合は団体名、代表者名
- (2) 住所
- (3) 連絡先（電話番号・E-mail アドレス）
- (4) 動物の飼育等に関する資格・免許・特技
- (5) 活動可能地域・活動可能内容等
- (6) その他（災害時動物救護活動の経験など）

(登録手続き)

第8条 ボランティアとして登録を希望する者は、「災害時愛護動物救護活動ボランティア登録申請書（様式1）」に必要事項を記入の上、登録機関に提出する。団体の場合は、登録される会員ごと「災害時愛護動物救護活動ボランティア登録申請書（様式1）」を記入し提出すること。

- 2 登録機関は、提出された登録申請書の記載事項が登録要件及び登録事項を満たす者について、ボランティアとして登録する。
- 3 登録機関は、申請者に対し登録した旨を通知するものとする（様式2）。団体から申請があった場合は、団体に対して登録した旨を通知するものとする。

(登録事項の変更及び取消し)

第9条 登録者が、登録申請書に記載した事項の変更又は登録の取消を希望す

る場合には、「災害時愛護動物救護活動ボランティア登録事項変更・取消届（様式3）」に必要事項及び変更内容を記入の上、登録機関に提出する。

（活動中の事故に対する補償）

第10条 長野県はボランティアの活動中の事故に備えて、災害発生時に、ボランティアを対象とした保険に加入する。

（登録者名簿の作成）

第11条 登録機関は、ボランティア登録者名簿を作成するものとする。

（報酬及び交通費）

第12条 ボランティアの活動については無報酬とする。また、活動に関する交通費等は自己負担とする。

（その他）

第13条 この要領に定めるもののほかボランティアの登録及び活動等に必要事項は、別に定めることとする。

附則

この要領は、平成29年1月25日から施行する。